横浜市駐車場条例

制定 昭和38年10月5日 改正 昭和39年9月30日 改正 昭和48年12月25日 改正 平成3年12月25日 改正 平成7年3月24日 改正 平成19年5月31日 改正 平成28年2月25日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 駐車場法 (昭和32年法律第106号。以下「法」という。)による周辺地区及び自動車ふくそ う地区の指定並びに建築物に付置する駐車施設の規模その他必要な事項については、この条例の 定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定)

- 第3条 法第20条第2項の規定により駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域(以下「周辺地域」という。)内で条例で定める地区(以下「周辺地区」という。)は、駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域に接続する区域内で、市長が指定する区域とする。
- 2 法第 20 条第 2 項の規定により周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって、自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内または自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区(以下「自動車ふくそう地区」という。)は、自動車交通の地区的ふくそうの予想される地区で、市長が指定する区域とする。
- 3 市長は、前2項の規定により周辺地区または自動車ふくそう地区を指定したときは、その旨を 告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる面積が、同表の(3)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(4)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(5)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積(自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)、専ら道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための施設(以下「自動二輪車専用駐車施設」という。)並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が6,000平方メー

トルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(6)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。

(1)	駐車場整備地區	区又は商業地域若し	くは近隣商業	周辺地区又は	は自動車ふくそ	う地区				
(1)	地域									
	特定用途(法第	30条第1項に規定	する特定用途を	特定用途に供する部分の床面積						
	いう。以下同し	じ。) に供する部分の	床面積と、非特							
(2)	定用途(特定)	用途以外の用途(共	司住宅、長屋、							
	寄宿舎及び下行	宿を除く。)をいう。								
	供する部分の原	末面積に 0.5 を乗じ	て得た面積との							
	合計の面積									
(3)	1,000 平方メー	ートル		2,000 平方メートル						
	百貨店その	特定用途(百貨店	非特定用途に	百貨店その他	倉庫又は工場	特定用途(百貨店				
(4)	他の店舗の	その他の店舗を	供する部分	の店舗用途に	の用途に供す	その他の店舗、倉				
(4)	用途に供す	除く。)に供する		供する部分	る部分	庫及び工場を除				
	る部分	部分				く。)に供する部分				
(5)	200 平方メー	250 平方メートル	550 平方メー	200平方	300 平方メー	250 平方メー				
(5)	トル		トル	メートル	トル	トル				
	1,000 平	ゼ方メートル×(6,000) 平方メートル	6,000	亚古メートル					
	-建築物	の延べ面積)		6,000 平方メートルー建築物の 延べ面積						
(6)	1 - 6,000 平	方メートル×(2)の項	[に掲げる面積	1- 2×建筑物の延べ面積						
	-1,000	平方メートル×建築物	かの延べ面積	2×建築物の延べ面積						

(備考)

(2)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分並びに(4)の項に掲げる 建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用 途に供する部分を除くものとし、観覧場にあっては屋外観覧席の部分を含むものとする。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条の2 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるもの

とする。)の台数(10 台を超える場合は、10 台とする。)以上の規模を有する荷さばきのための 駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の構 造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると 市長が認める場合においては、この限りでない。

(1)	百貨店その他の店舗 の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途 に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、 倉庫及び工場を除 く。)に供する部分
(2)	3,000 平方メートル	8,000 平方メートル	3,500 平方メートル	6,500 平方メートル
(3)	1 — _	6,000 平方メートルー類	と 築物の延べ面積	
(3)		建築物の延べ面積		

(備考)

- (1) の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあっては屋外観覧席の部分を含むものとする。
- 2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の新築の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第4条の3 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途に供する部分の床面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供	特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所						
(1)	する部分	を除く。)に供する部分						
(2)	3,000 平方メートル	10,000 平方メートル						
(3)	$1- \frac{1,000 平方メートル×(6,000}{5,000 平方メートル×建築物の$	平方メートルー建築物の延べ面積)						

(備考)

(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあっては屋外観覧席の部分を含むものとする。

(大規模な事務所、倉庫及び工場の特例)

第5条 前3条の規定にかかわらず、次表の (1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分の床面積が 10,000 平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条、第4条の2第1項又は前条の規定を適用する場合においては、第4条の表の(4)の項、第4条の2第1項の表の(1)の項又は前条の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
(2)	事務所、倉庫又は工場	事務所

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるもののために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替(以下単に「用途変更」という。)をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条及び前条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の自動車が駐車することができる規模の駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の増築又は用途変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

- 第6条の2 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の2及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている荷さばきのための駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。
- 2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規

定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第6条の3 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の3及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模の自動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(届出)

第7条 第4条から前条までの規定により駐車施設、荷さばきのための駐車施設又は自動二輪車専用駐車施設(以下「駐車施設等」という。)を附置する者は、当該駐車施設等の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。

(適用の除外)

- 第8条 次のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から第6条の3までの規定は、適用しない。
 - (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第85条に規定する仮設建築物
 - (2) この条例の施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又は自動車 ふくそう地区に指定された地区又は地域内において、当該地区又は地域に指定された日から 起算して6月以内に新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手する建築物
 - (3) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において非特定用途に供する建築物で、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたもの

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設等の附置)

第9条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区又はこれら以外の地域の2以上の地区又は地域にわたる場合は、その敷地について地区又は地域ごとの面積を算出し、そのうち最も大きな面積を占める部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第4条から第6条の3までの規定を適用する。

(駐車施設等の附置の特例)

第10条 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことが

できる。この場合において、当該新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設等を設けなければならない。

- 2 建築物の新築又は増築若しくは用途変更をする地区又は地域の地形、交通事情等からして、第 4条から第6条の3までの規定により建築物に附置しなければならない駐車施設等を2以上の 建築物のために一団として設けることが合理的であると認められる場合において、その駐車施設 等が規則で定める規模以上となるときは、当該建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしよう とする者は、第4条から第6条の3までの規定にかかわらず、その建築物又はその建築物の敷地 内に駐車施設等を附置しないことができる。
- 3 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更を しようとする者が、その建築物からおおむね300メートル以内の場所において、法第10条第1 項の規定により都市計画として決定された路外駐車場を建設する場合は、その建築物又はその建 築物の敷地内に附置する駐車施設等の駐車台数を、第4条から第6条の3までの規定により算出 した駐車台数からその路外駐車場の駐車台数の2分の1の範囲内において規則で定める限度の 駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。
- 4 第4条の2及び第6条の2の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、建築物又は建築物の敷地外に他の者と共同で荷さばきを行うための駐車施設を整備することその他のこれらの規定により建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設を整備することに代わる措置として市長が認める代替措置を講ずるときは、当該代替措置の内容に応じ、これらの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を附置せず、又は市長が定める規模を有する荷さばきのための駐車施設とすることができる。
- 5 前各項の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。 承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(駐車施設等の構造等)

- 第11条 第4条、第5条、第6条又は前条の規定により設けなければならない駐車施設の自動車の 駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上と し、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならな い。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建築物については、車椅子使用者の ための駐車施設として、少なくとも1台以上の自動車の駐車の用に供する部分の規模を、駐車台 数1台につき幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。
- 3 第4条の2、第5条、第6条の2又は前条の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等から市長が特にやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

- 4 第4条の3、第5条、第6条の3又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用 駐車施設の特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル 以上、奥行2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせる ことができるものとしなければならない。
- 5 前各項の規定は、特殊な形態の駐車施設等又は特殊な装置を用いる駐車施設等であって、自動 車が有効かつ安全に駐車することができると市長が認めたものについては、適用しない。
- 6 市長は、第1項から第4項までに定めるもののほか、駐車施設等の構造又は設備について必要 な技術的基準を定めることができる。

(駐車施設等の管理)

第12条 第4条から第6条の3まで又は第10条の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者(第10条第5項の規定により市長の承認を受けた者を含む。次条及び第14条第1項において同じ。)は、当該駐車施設等をその設置の目的に適合するように維持管理しなければならない。(定期報告)

第12条の2 第10条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度規則の定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条から第6条の3まで及び第10条から第12条までの規定に違反した者に対し、相当の猶予期限を付した上、駐車施設等の設置、改善、使用禁止、使用制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

- 第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物の所有者若しくは管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地の規模、構造等に関し検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章 委任

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

- 第16条 第13条の規定による市長の命令に従わなかった者は、500,000円以下の罰金に処する。
- 2 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対しこれに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出を行い、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。
- 3 第10条第5項の規定に違反した者は、100.000円以下の罰金に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の 業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、 その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築物の新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手している者が 設けなければならない駐車施設については、この条例による改正後の横浜市駐車場条例の規定に かかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる駐車施設に 係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。

横浜市駐車場条例施行規則

制定 平成4年3月31日 改正 平成6年3月31日 改正 平成7年6月30日 改正 平成8年5月2日 改正 平成11年4月30日 改正 平成19年11月30日 改正 平成28年3月31日 改正 平成28年12月22日 改正 令和3年9月30日 (当初制定 昭和39年4月4日)

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市駐車場条例(昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設等を附置する必要がない建築物)

- 第2条 条例第8条第3号に規定する建築物は、次に掲げるものとする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、 生徒又は学生のための寄宿舎
 - (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物
 - (3) 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設
 - (4) その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物 (駐車施設等の附置の特例に関する基準)
- 第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める規模は、駐車台数15台とする。
- 2 条例第 10 条第 3 項に規定する規則で定める限度は、 5 分の 1 とする。ただし、市長が特別の 事由があると認める場合は、この限りでない。

(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)

- 第4条 条例第11条第2項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす使用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。
 - (1) 学校(専修学校及び各種学校を含む。)、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、 集会場、公衆浴場又は児童福祉施設等の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供 する部分の床面積が1,000平方メートルを超えるもの
 - (2) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、 演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館の用途に供

する部分を有する建築物で、条例第4条から第6条の3までの規定に基づき当該用途に供する部分のみに係る最小の規模の駐車施設等を設けるものとした場合の当該駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分(当該建築物について増築又は用途変更をする場合は、当該増築又は用途変更前の建築物に現に設けられている駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分を含むものとする。)の床面積が500平方メートルを超えるもの

(駐車施設等の出口及び入口)

- 第5条 駐車施設等(自動車の駐車の用に供する部分の面積が50平方メートル未満のものを除く。 以下この条及び次条において同じ。)の自動車用の出口及び入口は、当該駐車施設等に設置する 車路が道路(建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項に規定する道路(同条第2項又 は第4項の規定による道路を含む。)をいう。以下この条において同じ。)に接する部分のみに設 けなければならない。
- 2 前項に規定する自動車用の出口及び入口は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。 ただし、第1号の規定は、その敷地が横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)第 47条第2項各号に規定する要件を満たす自動車車庫については、適用しない。
 - (1) 幅員 6 メートル (自動車の駐車の用に供する部分の面積が 150平方メートル未満の駐車施 設等については、4 メートル)未満の道路
 - (2) 縦断こう配が100分の12を超える道路
 - (3) 道路(幅員が6メートル未満の道路を除く。)の交差点又は曲がり角(内角が120度を超えるものを除く。)から5メートル以内の当該道路
 - (4) 踏切から10メートル以内の当該道路
 - (5) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
 - (6) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の 敷地の出入口から10メートル以内の当該道路
- 3 前2項の規定は、市長が自動車の通行上支障がないと認めて特に承認した駐車施設等について は、適用しない。

(車路の幅員の基準)

第5条の2 駐車施設等に設置する車路の幅員は、自動車の駐車の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

自動車の駐車の用に供す	車路の幅員							
る部分の面積	相互通行の場合	一方通行の場合						
50平方メートル以上	4.5メートル以上	2.5メートル以上						
150平方メートル未満	4.0人 下ル以上	2.0人 下/区丛上						
150平方メートル以上	5.0メートル以上	3.0メートル以上						
500平方メートル未満	5.0人 下水丛上	3.0メートル以上						
500平方メートル以上	5.5メートル以上	3.5メートル以上						

2 前項の規定にかかわらず、専ら特定自動二輪車が走行する車路の幅員は、特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

特定自動二輪車の駐車の	車路の幅員							
用に供する部分の面積	相互通行の場合	一方通行の場合						
10平方メートル以上	3.0メートル以上							
100平方メートル未満	5.0人。下沙丛上	2.25メートル以上						
100平方メートル以上	3.5メートル以上							

(届出等)

第6条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法 (昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出 するときまでに、附置義務駐車施設等 設置 届出書(第1号様式)及び別表第1に規定する図面 (変更の届出の場合は、変更する事項に係る図面に限る。)を市長に提出することにより行わなければならない。

(承認申請等)

- 第7条 条例第10条第5項の規定による承認の申請は、前条の規定による届出の前に、附置義務駐車施設等 設置 特例承認申請書 (第3号様式)、別表第2に規定する図面 (変更の承認の場合は、変更する事項に係る図面に限る。)、附置義務駐車施設等使用承諾書 (第4号様式。建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設等を設置する者とが異なる場合に限る。)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、附置義務駐車施設等 設置 特例の 承 認 通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、 前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、承認等申請書(第6号様式)及び当該申請の審 査に必要な図面等を市長に提出することにより行わなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等をしないことに決定したときは、^承 認 等 通知書 (第7号様式) により申請者に通知するものとする。 不承認等

(定期報告書)

第8条 条例第12条の2の規定による駐車施設等の維持管理の状況についての報告は、定期報告書 (第8号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

(措置命令書)

第9条 条例第13条に規定する命令は、措置命令書(第9号様式)を交付することにより行うもの

とする。

(身分証明書)

第10条 条例第14条第2項に規定する証票は、身分証明書(第10号様式)とする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附則

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定及び第 5 条第 2 項第 6 号の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表第1(第6条)

図	面の種類	明示すべき事項									
_,	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置									
建 集 物	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員									
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模									
駐車	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅員、 敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設									
施 設 等	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び幅 員その他主要な施設									

(注記)

- 1 建築物又は駐車施設等に係る明示すべき事項のすべてが建築物又は駐車施設等に係る図面のいずれか一方に明示されている場合は、当該図面のみとする。
- 2 条例第11条第5項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設等の場合は、当該装置の仕様 を明示した図面等を併せて添付する。

別表第2(第7条第1項)

図 页	面の種類	明示すべき事項									
駐	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び駐車施設等の位置並びに条例 第10条の建築物との距離									
車施設	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設等内外の自動車の車路及び 幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員									
等	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設等内外の自動車の 車路及び幅員									
条例第	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並 びに敷地が接する道路の位置及び幅員									
10条の 建築物	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び各室の用途									

第1号様式(第6条)

附置義務駐車施設等 設置 届出書

(届出先) 横浜市長 (届出者)住所 氏名 (法人の場合は、名 称・代表者の氏名) 電話

横浜市駐車場条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。

													_		
建築主	住	所											※受付		
主	氏	名													
建築物	名	称											1		
物	位	置	横浜市	ĵ	Σ	<u> </u>									
代	住	所											※プロッ P	F	
理	氏	名													
者	法人	名	電話												
□一種中高層住専 □二種中高層住専 □二種住居 □二種住居 □準 住 居 □近隣商業 □市 業 □工 業 □工業専用															
地区	法定	建蔽	率 (%)		·	法定容積率	(%)				
			整備地区、自		くそう	地区									
工具	事 着	手予	定日		年	月		日	工事	完了	予定日	4	年 月	目	
建	物	用	途								□新築	□増築	□用途変更	□その	他
		地直				m²				駐車施設	荷さばき	自動二輪	共同住宅等の	附置義務·	
			面 積			m²	n:->.	設置 -		台	台	台			台
建	延	べ 正	面 積			m²	駐車	附置義務	台数	台	台	台	特殊な駐車装 (種類	置)
建築物概要	(共	同住的	宅等)	(m²)	平施 設等	(うち特	手例)	台	台	台	(種類 認定番号第 認定の有効期 年) 号 日
	(車	庫面	ī 積)	(m^2)	,,	形	能	自走式		□建夠	&物内	□建築	物外
									悲	特殊な	駐車装置	□建夠	条物内	□建築	物外
変更	ぜの概	要													

(注意)

- 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 提出書類は、すべてA4 (図面は折込み)の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

(削除)

設 附置義務駐車施設等 特例承認申請書 更

年 月 (申請先) 日 横浜市長

> (申請者) 住所 氏名 (法人の場合は、名) 称・代表者の氏名)

第1項

横浜市駐車場条例第10条 第2項 の規定に基づき次のとおり(1)の駐車施設等を(2)の建築物の

第4項

駐車施設等として 変更 したいので、同条第5項の規定により承認を申請します。

	名			称																				
	設	置	場	所	横测	兵市		区																
(1)	権利	関係					権等この いて有 [*]			敷駐	車	施設	地等											
駐	使		用	住	所に	又は原	听在地																	
+	承	諾	者	氏	: 名	又は	名称																	
車				X	•		分	建	築	物	内	建	築	物	外	特	殊	な	装	置	合			計
施				駐	<u> </u>	車 が	也 設	(うち	特例		台 台)	(う	ち特値	列	台 台)	(5	ち特	峢		台 台)	(う	ち特例		台台
設	規		模	荷	: 3	さん	ず き	(うち	特例		台 台)	(う	ち特値	列	台 台)	(5	ち特	峢	٦	台 台)	(う	ち特例		台台
等	790			自	動	J <u></u>	輪車	(うち	特例		台 台)	(う	ち特値	列	台 台)	(5	ち特	峢		台 台)	(う	ち特例		台 台)
				A:±	特殊な駐車装置	1 社 黒	(種 類)																	
				শ্য	- 9本・	よ肉土耳	上 衣	(認)	定番	号)		第											号	
(2) 建	位		置	横泊	兵市		[<u>x</u>																
築	建	物月	月途	1			Q	2)			(3				4				:				
物	延	べる	面積				m²				m²:				m²				n	î Î	計			m²
申請の理由																								
※ 受付															受領學	年月	目							

(注意)

- 1 駐車施設等の権利関係を証するための書類(登記事項証明書等)を添付してください。
- 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各 用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 提出書類は、すべてA4 (図面は折込み)の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

附置義務駐車施設等使用承諾書

年 月 日

横浜市長

(承諾者) 住所

氏名

(法人の場合は、名) 称・代表者の氏名) 電話

新 築

私は、私が設置した(1)の駐車施設等を、(2)の使用者が増 築する(3)の建築物の駐車施設等 用途変更

(横浜市駐車場条例第4条から第6条の3まで及び第 10 条の規定による駐車施設等)として、次のとおり使用することを承諾いたしました。

なお、承諾に当たっては、横浜市駐車場条例の趣旨を理解した上、尊重いたします。

	名 称	
(1)	設置場所	横浜市 区
駐車		区 分 建築物内建築物外特殊な装置合 計
施	規 模	条例第11条第1項 (駐車施設) 台 台 台
設等		条例第11条第3項 (荷さばき) 台 台 台
		条例第11条第 4 項 台 台 台 台 台
(2)	住 所	
使 用 者	氏 名	
(3)	位置	横浜市 区
建築	建物用途	① ② ③ ④
物	延べ面積	m² m² m² 計 m²

(注意)

- 1 この承諾書は、承諾者と(2)の使用者との間に(1)の駐車施設等の使用について契約等が効力を有している期間に限り有効なものです。
- 2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄は、「建物用途」の欄の各用途に供する部分の床面積を記入してください。

(A4)

 横浜市
 指令第
 号

 年
 月
 日

附置義務駐車施設等

設置特例の
承認 通知書

様

横浜市長

印

設置 承認する 年 月 日に申請のありました駐車施設等の の特例については、次のとおり 変更 承認しない ことに決定しましたので通知します。

- 1 駐車施設等の名称
- 2 駐車施設等の設置場所(駐車施設 台、荷さばき 台、自動二輪車 台)
- 3 建築物の位置
- 4 承認・不承認の理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

承認等申請書

(申請先) 横浜市長 年 月 日

(申請者) 住所 氏名 (法人の場合は、名 称・代表者の氏名) 電話

次のとおり承認等を受けたいので、申請します。

	る具	体的	けよう 切事項												
建築主	住氏	所名										※受	·付 年	月	B
建築物	名位	称置	横浜市	fi	X							— ※ 通			
代理者	住氏法	所名							電話			**プ P	゚ロット		Ц
地域地区	口 ⁱ 口 ⁱ 法)	集 作 定建 定建	中主 工 嵌 揚整 () 備		□二種 ¹ □近隣i	商業 業		□商	業専用	□二 ^元	重住居 %)				
		割辺5			ふくそう地	1区						_	新築 用途変〕		
建築物概要	建 延 (共	築べ同住	面積積高等。			m² m² m² m² m²) m²)	駐車施設等	設置 置附置義		駐車施設台	荷さばき 台 台	自動二輪台	- 務台数	宅等の	附置義
	, ,	,				,				受領年月					

(注意)

1 ※印の欄は、記入しないでください。

第7号様式(第7条第4項)

横浜市 指令第 号 年 月 日

承 認 通知書 不 承 認 等

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました件については、次のとおり しましたので通知します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の位置
- 3 具体的事項又は理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

定期報告書

(報告先) 横浜市長 年 月 日

(報告者) 住所 氏名 (法人の場合は、名 称・代表者の氏名)

第1項

第4項

横浜市駐車場条例第10条 第2項 第3項

の規定に基づいて設置した駐車施設等の維持管理の状況に

ついて、次のとおり報告します。

<i>></i> v	し、火の	C 40 ;	/ +K 口	しょう	10																	
	名	称																				
(1) 駐	設置場	計	横浜下	f		区																
	権利関係「所有権、賃借権等この施設を)						\prod	敷		地												
	し設置するについて有する権利							┚┌	駐車	「施言	2等											
		模	区			分	建	築	物	内	建	築	物	外	特	殊	な	装	置	合		計
車				列第11						小				台					小			台
施設	規			駐車															• •			
等	乃九			列第11 荷 さ						台				台					台			台
				<u>所 </u> 列第11						/>				/-					/>			/.
			(自動二	二輪車	王)				台				台					台			台
	附置義務駐車施設等 変更 特例の承記					氷認	番号	横	浜市	Î	‡	指令	第			号		4	年	月	日	
(2)	名	称																				
建築	位	置	横浜	市		区																
物	所有者	(甲)																				
	甲は、	乙が智	き理す	-る駐ュ	車場に	こおい	いて、	上	記(1))駐፤	拒施	設等	を存	催保	して	こい	ょっ	す。				
使田																						
用承	住所又	住所又は所在地																				
諾																						
者 (乙)	氏名又	. は 名	称																			
()\ } \\	•																					

(注意)

- 1 駐車施設等写真欄に(1)駐車施設等の写真をはり付けてください。
- 2 (1)駐車施設等及び(2)建築物の付近見取図、配置図等を添付してください。
- 3 提出書類は、すべてA4 (図面は折込み)の大きさとし、左とじとしてください。

(A4)

駐	車	施	設	等	写	真	欄

 横浜市
 指令第
 号

 年
 月
 日

措置命令書

住所

氏名

様

(法人の場合は、名 称・代表者の氏名

横浜市長

印

横浜市駐車場条例第 条の規定に違反していますので、同条例第13条の規定により次の措置をとることを命じます。

- 1 措置すべき内容
- 2 措置をとることを命ずる理由
- 3 駐車施設等又は駐車施設等を設けるべき建築物若しくは敷地の所在地
- 4 建築物の用途及び規模

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第10号様式(第10条)

(表)

第 号

(裏)

横浜市駐車場条例 (抜粋)

身 分 証 明 書

職名 氏名

年 月 日生

上記の者は、横浜市駐車場条例第14条の規定により、駐車施設等に立ち入って検査をする職権を有する者であることを証明する。

年 月 日

横浜市長

印

この証明書は、 年 月 日まで有効とする。

(立入検査)

- 第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物の所有者若しくは管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地の規模、構造等に関し検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行なう職員 は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の 請求があったときは、これを提示しなければ ならない。

(A8)

横浜市駐車場条例取扱基準

制定 平成7年6月30日 改正 令和4年12月26日

(目的)

第1条 この取扱基準は、横浜市駐車場条例(昭和38年条例第33号。以下「条例」という。)の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項を定めるとともに、建築主の協力を得ることにより、適正な駐車場の設置を促すことを目的とする。

(駐車施設の附置に関する基準)

第2条 条例第4条ただし書きに基づき、市長が別に定める基準とは、同条中の表(4)欄及び(5)欄に係るものとし、その区域及び基準については別表のとおりとする。

(荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準)

第2条の2 条例第4条の2ただし書に規定する荷さばきのための駐車施設を附置することが 著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地が1,000平方メートル未満の場合とする。

(建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例)

- 第3条 条例第10条第1項に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するもの として市長が認める場合その他市長が特にやむを得ないと認める場合とは、次の各号の一に該当 するものとする。
 - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4に規定する地区計画等、景観法(平成16年 法律第110号)第8条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月横浜 市条例第4号)第12条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第4条に 規定する街づくり協議指針等(以下「地区計画等」と総称する。)において、当該地区計画等に 定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関す る表現が明確に規定されているもののうち、別図1に定める道路に建築物の敷地が接する場合 (その建築物の敷地が2以上の道路に接する場合において別図1に定める道路以外に自動車用 の出口及び入口の設置ができる場合を除く。)
 - (2) 地区計画等において、駐車施設等の配置に関する方針が明確に規定されているもののうち、 別図2に定める区域内で当該地区計画等に定められた方針のとおり駐車施設等を設置する場合
 - (3) 既存建築物を増築する際に、構造上、駐車施設等の設置ができない場合
 - (4) 自動車用の出口及び入口の位置が横浜市駐車場条例施行規則第5条第1項、同条第2項又は その他の関係法令に抵触して、駐車施設等の設置ができない場合
 - (5) 前面道路の交通規制(歩行者天国等長時間にわたる通行禁止)のため、自動車の出入りが不能の場合、又は前面道路の交通上、駐車施設等を設けることが好ましくない場合
 - (6) 敷地が500平方メートル未満、かつ駐車施設の附置義務台数が5台以下の場合
 - (7) その他市長が特にやむを得ないと認める場合

(駐車施設等の附置の特例に関する基準)

第4条 条例第10条第2項に規定する駐車施設等を設置した建築物の敷地から他の敷地の距離は おおむね300メートル以内とする。

(敷地外駐車施設等の位置、規模及び構造の設置基準)

- 第5条 敷地外駐車施設等の設置については、次の各号の一に該当するものとする。ただし、敷地 外駐車施設等は、車いす使用者のための駐車施設を除くものとする。
 - (1) 市長の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)が自己の所有する土地の地上又は地下に設置するもの
 - (2) 建築物の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの
 - (3) 特殊な装置を用いる駐車施設等(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号。以下「施行令」という。)第15条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。)の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの

(敷地外駐車施設等の維持)

- 第6条 前条第2号及び第3号に規定する敷地外駐車施設等のうち正当な権原を有するための契約を行うものについては、契約期間が満了した場合は、契約の更新を行うものとする。
- 2 条例第10条第5項に規定する敷地外駐車施設等の承認を受けた建築物の所有者が変更した場合については、敷地外駐車施設等の維持の責任を継承するものとする。

(特殊な装置を用いる駐車施設等の特例)

- 第7条 条例第11条第5項の規定による特殊な装置を用いる駐車施設等とは、施行令第15条の規程により大臣認定を受けたもの(車いす使用者のための駐車施設にあっては、公益社団法人立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明を併せて受けたもの)で、かつ、その規模が幅1.7メートル以上、奥行4.7メートル以上の大きさの自動車を収容できるものとする。ただし、特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置を用いる駐車施設等の規模は、幅0.9メートル以上、奥行2.3メートル以上の大きさの特定自動二輪車を収容できるものとする。
- 2 前項に規定する特殊装置の駐車の用に供する部分の面積の算定に当たっては、建設省通達(昭和43年都再発第53号)に基づき、駐車の用に供する部分に該当する車箱(ケージ)、パレット(トレイ)などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、前項第1号の駐車の用に供する特殊装置については自動車1台当り12平方メートルとみなして算定する。なお、前項に規定する特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置の駐車の用に供する部分の面積の算定についても、駐車の用に供する部分に該当する車箱(ケージ)、パレット(トレイ)などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱(ケージ)、パレット(トレイ)などを一つにつき12平方メートルとみなして算定する。

(自動車用の出口及び入口)

第8条 自動車用の出口及び入口は、その敷地が2以上の道路に接する場合においては、そのうち

自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けるものとする。ただし、歩行者の通行に著 しい支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

(警報装置)

第9条 駐車施設等には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要と認められる場合、警報装置又は注意灯を設けるものとする。

(敷地外駐車施設等の表示)

- 第10条 条例第10条第1項に規定する敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第4条から第6条の 3までの規定の適用を受ける建築物の見やすい箇所に、条例第10条第1項に該当する建築物であ る旨を記載した板(別記様式)を表示するものとする。
- 2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。

(附置義務駐車施設等を設置できる範囲)

第11条 条例第4条から第6条の3までの規定により駐車施設等を附置する者は、その敷地内に都市計画で定められた道路が含まれる場合においては、その道路内に駐車施設等を設置しないものとする。ただし、条例第4条から第6条の3までの規定により算出した台数を超える駐車施設等の部分については、この限りでない。

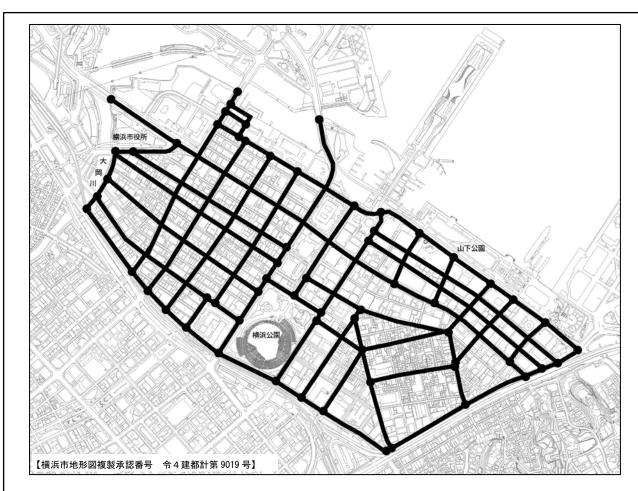
附則

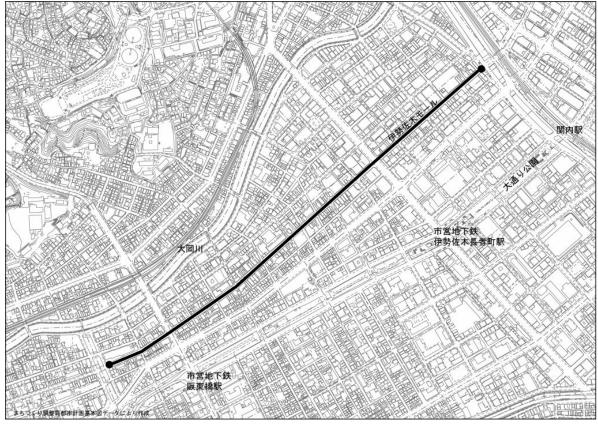
この取扱基準は、令和4年12月26日から施行する。

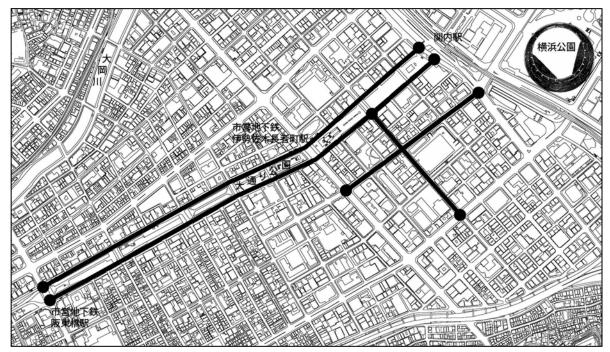
別表

別表										
(1)	条例第4条中	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域								
	表(1)欄									
	条例第4条中	百貨店その他の店舗、飲	特定用途(百貨店その他	非特定用途に供する部						
	表(4)欄	食店又は事務所の用途	の店舗、飲食店又は事務	分						
		に供する部分	所を除く。) に供する部							
			分							
	条例第4条中	300 平方メートル	250 平方メートル	550 平方メートル						
	表(5)欄									
	適用区域									
	71, 12 3	""" 区域境界線								
		Pannal 区域境介标								
			横浜駅							
				250 500						
		DO DANIE COLONIARIO VINCENZARIO	ATTOMICS TO THE PARTY OF THE PA	The Court Prior to Million Prior Prior Prior						
		ı								

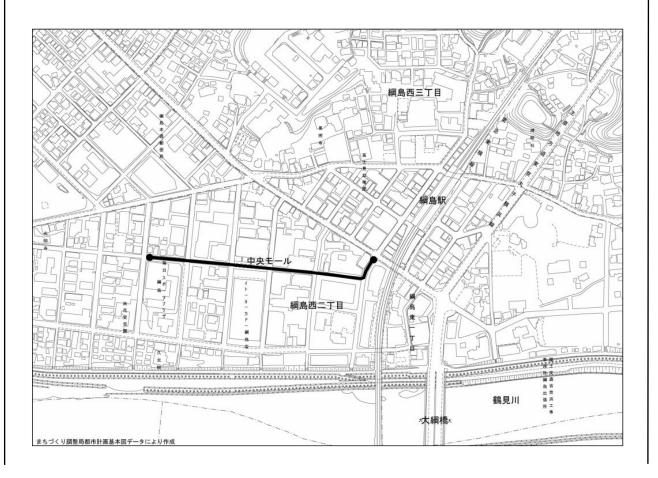
_											
(2)	条例第4条中 表(1)欄	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域									
	条例第4条中表(4)欄	事務所の用途に供する部分	百貨店その他の 店舗の用途に供 する部分	特定用途(百貨店 その他の店舗又 は事務所を除 く。)に供する部 分							
	条例第4条中表(5)欄	400 平方メートル	200 平方メートル	250 平方メートル	550 平方メートル						
	適用区域				区域境界線						

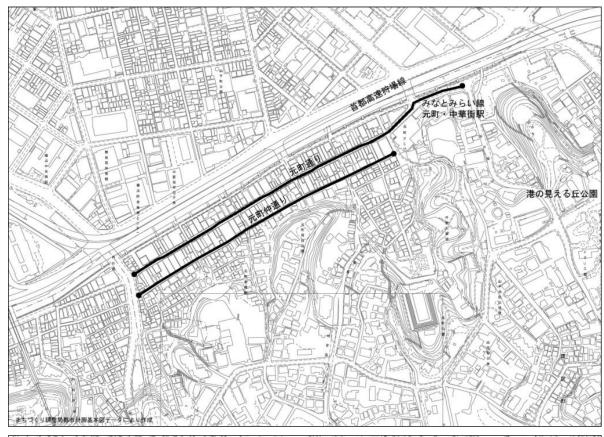






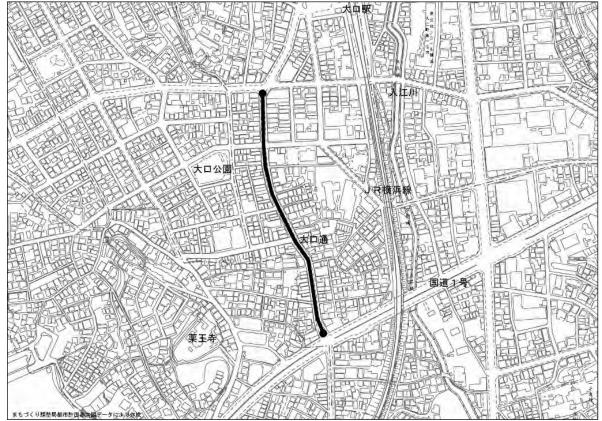
【横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9019号】



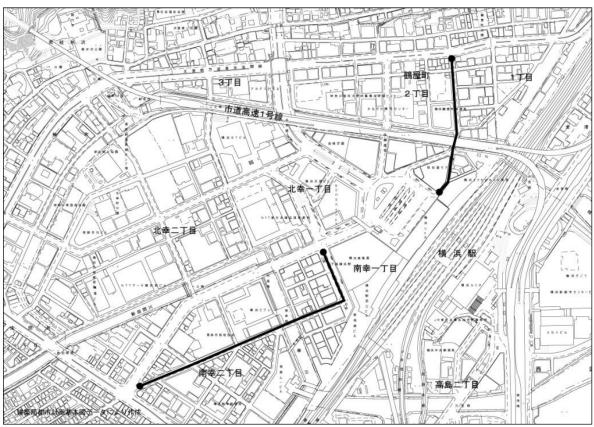




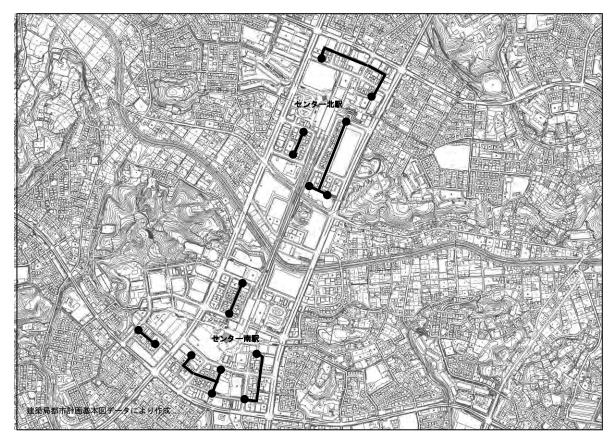
【横浜市地形図複製承認番号 平 19 まち都計第 2001 号】



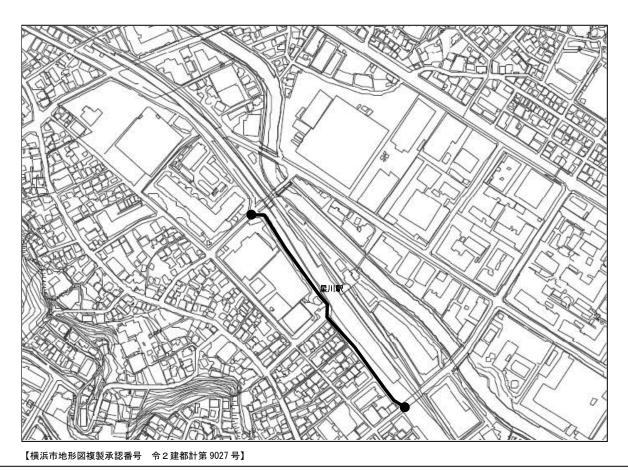
【横浜市地形図複製承認番号 平19まち都計第2518号】



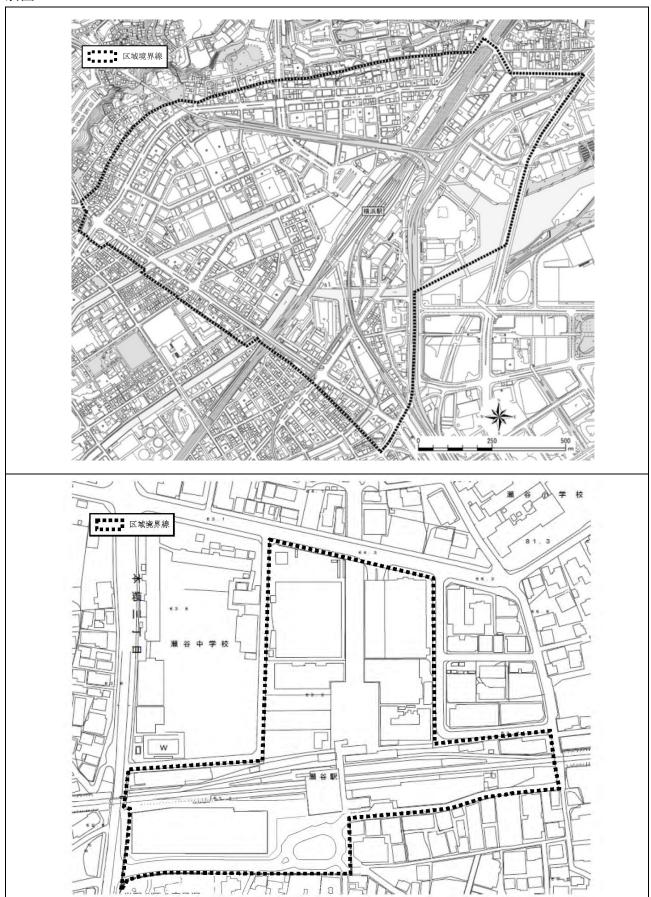
【横浜市地形図複製承認番号 平 21 まち都計第 3314 号】

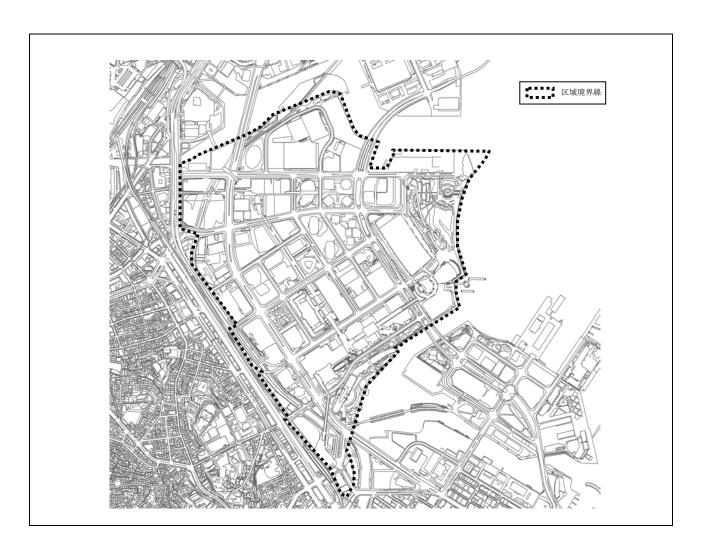


【横浜市地形図複製承認番号 平 24 建都計第 9026 号】



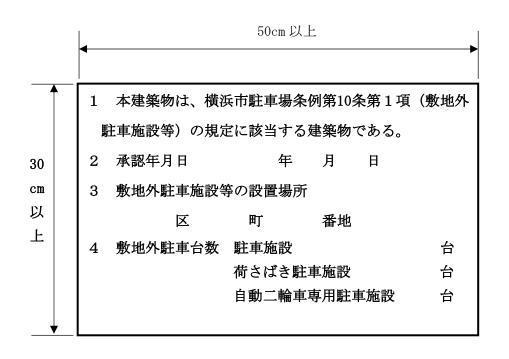
▶ ・・・横浜市駐車場条例取扱基準第3条(1)により定める道路





別記様式(取扱基準第10条)

敷地外駐車施設等の表示板



届出及び相談窓口

建築局 建築指導部 市街地建築課

電話:045-671-4510

所在地:横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

編集・発行

横浜市都市整備局交通企画課

令和7年4月1日発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話:045-671-3853 ファクス:045-663-3415

ホームページ: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/

toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html